



平成30年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社 コンセック
代表者名 代表取締役会長 佐々木 秀隆
(コード：9895、JASDAQ)
問合せ先 取締役管理本部長 寺本 泰之
(TEL. 082-277-5451)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更並びに株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成30年6月28日開催予定の当社第51回定時株主総会に、株式併合に係る議案及び定款の一部変更(単元株式数の変更)に係る議案を上程することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更を必要とする理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を平成30年10月までに100株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成30年10月1日をもって、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成30年6月28日開催予定の当社第51回定時株主総会で、下記2.に記載の株式併合に係る議案並びに下記3.に記載の単元株式数の変更に係る定款変更議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合を必要とする理由

上記1.に記載の単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位当たりの価格水準を維持するため、東京証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を考慮し、当社株式について10株を1株に併合(以下「本株式併合」といいます。)するとともに、本株式併合の割合に応じて、当社の発行可能株式総数を2,860万株から286万株に変更するものであります。

(2) 併合する株式の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法・比率 平成30年10月1日をもちまして、平成30年9月30日(実質上は平成30年9月28日)の最終の株主名簿に記載された株主様のご所有株式について、10株を1株の割合で併合いたします。
- ③併合後の発行可能株式総数 2,860,000株(併合前 28,600,000株)

④併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成30年3月31日現在)	18,640,112株
株式併合により減少する株式数	16,776,101株
株式併合後の発行済株式総数	1,864,011株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	2,313名 (100.0%)	18,640,112株 (100.0%)
10株未満所有株主	109名 (4.7%)	150株 (0.0%)
10株以上所有株主	2,204名 (95.3%)	18,639,962株 (100.0%)

(注)上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式をご所有の株主様109名(所有株式数の合計150株)は、株主としての地位を失うこととなります。なお、本株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対し、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

平成30年6月28日開催予定の当社第51回定時株主総会で、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更に係る定款変更議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記2.に記載の株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたしまして、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を現在の1,000株から100株とするため、現行定款第8条(単元株式数)を変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第2章 株式 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

(3) 変更の条件

平成30年6月28日開催予定の当社第51回定時株主総会で、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

(4) 発行可能株式総数の変更について

本株式併合に係る議案及び単元株式数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決された場合、発行可能株式総数については、会社法第182条第2項の規定により、株式併合の効力発生日である平成30年10月1日に変更されたものとみなされ、定款の記載内容は、次のとおりとなります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,860万株</u> とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>286万株</u> とする。

4. 今後の日程 (予定)

取締役会開催日	平成30年5月11日
定時株主総会開催日	平成30年6月28日(予定)
単元株式数・発行可能株式総数の変更並びに株式併合の効力発生日	平成30年10月1日(予定)
株主様宛株式併合割当通知の発送	平成30年11月上旬(予定)
端数株式の処分代金の支払い開始	平成30年12月中旬(予定)

(注)上記のとおり、本株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成30年10月1日ですが、株式の売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年9月26日となります。

5. 株主優待制度の変更について

現行3月末、9月末で1,000株以上ご所有の株主様に対して、健康飲料水「ラ・バモントライト」及び「ふりかけ詰合わせ」をセットで贈呈しておりますが、単元株式数の変更及び株式併合後は、100株以上ご所有の株主様（現在1,000株以上ご所有の株主様）に対して提供することとなります。本変更に伴い2019年3月末以降、3月末、9月末で100株以上ご所有の株主様に対して、株主優待をご提供することとなります。なお、株主優待の配布基準となる所有株式数は次のとおりとなります。

【平成30年9月末（現在の配布基準）】

ご所有株式数	優待内容
1,000株～3,999株	健康飲料水「ラ・バモントライト」1本及び「ふりかけ詰合わせ」
4,000株～9,999株	健康飲料水「ラ・バモントライト」2本及び「ふりかけ詰合わせ」
10,000株～	健康飲料水「ラ・バモントライト」3本及び「ふりかけ詰合わせ」

【平成31年3月末（単元株式数の変更及び株式併合後）以降】

ご所有株式数	優待内容
100株～399株	健康飲料水「ラ・バモントライト」1本及び「ふりかけ詰合わせ」
400株～999株	健康飲料水「ラ・バモントライト」2本及び「ふりかけ詰合わせ」
1,000株～	健康飲料水「ラ・バモントライト」3本及び「ふりかけ詰合わせ」

以 上

(添付資料) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回当社では単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。あわせて、投資単位(1単元の購入金額)について、証券取引所が望ましいとしている水準(5万円以上50万円未満)とするとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、適切な水準に調整することを目的として、株式併合(10株を1株に併合)を実施いたします。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

A 4. 株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向などの他の要因を別にすれば、理論上は株主様のご所有の株式の資産価値に変動はありません。株式併合の結果、株主様のご所有の株式数は併合前の10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は10倍となるためです。また、株価につきましても理論上は併合前の10倍となります。

Q 5. 所有株式数が減れば、受け取る配当金が減りませんか？

A 5. 今回の併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合(10株を1株に併合)を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。

Q 6. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか？

A 6. 株式併合後の株主様の所有株式数は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決件数	所有株式数	議決件数	端数株式数
例①	5,000株	5個	500株	5個	なし
例②	3,200株	3個	320株	3個	なし
例③	875株	なし	87株	なし	0.5株
例④	9株	なし	なし	なし	0.9株

株式併合の結果、端数株式が生じた場合(上記の例③④のような場合)はすべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払い代金に関するご案内は、平成30年11月上旬にお送りする予定にしております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式が9株以下の場合(上記の例④の場合)は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q7. 株式併合後でも、単元未満株式の買増や買取はしてもらえますか？

A7. 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか？

A8. 特に必要なお手続きはございません。

Q9. 株式の売買停止期間はありますか？

A9. 売買停止期間は、ございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などの関係で、現在の売買単位株式数(1,000株)でのお取引は、平成30年9月25日までとなります。平成30年9月26日から新しい売買単位株式数である100株単位でのお取引となり、株価も平成30年9月26日より株式併合の効果が反映されたものとなります。

【お問い合わせ先】

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社かまたは、下記当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

当社の株主名簿管理人

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
電話 (0120) 094-777 (通話料無料)